

入札説明書

令和4年札幌市告示第3363号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和4年8月22日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健福祉局保健所健康企画課健康対策係 電話 011-622-5151

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

OCRスキャナ（N6376-502A）一式借受

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 借受期間

令和5年3月1日～令和10年2月29日（60か月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する可能性がある。

(4) 履行場所

別紙「仕様書」のとおり。

(5) 入札方法

月額により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度～令和4年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) この入札説明書に示した物品の調達が十分に可能な者であること。

5 入札説明書等に関する疑義、確認等の質疑応答

(1) 質問受付期限

令和4年8月24日（水）17時00分

(2) 質問方法

質問事項を別紙「質問票」に記載して、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局保健所健康企画課健康対策係宛て提出することにより行うこととする（電子メールの件名は「【業者名】OCRスキャナ（N6376-502A）一式借受」とすること。）。

(3) 問合せ先

電子メールアドレス：gantai-saku-tantou@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答の取扱い

本市保健福祉局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) その他

ア 質問内容等によっては、回答と共に入札説明書等の修正を行う場合がある。修正を行う場合は、原則として本市からの質問回答期限である令和4年8月25日（木）17時までに本市保健福祉局ホームページにその内容を掲載する。

イ 電話による照会には応じない。また、疑義、確認等がなかった契約書、仕様書及び入札に関する事項についての解釈は本市の解釈によるものとする。

ウ 入札参加者は、この入札説明書、仕様書、契約書（案）等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることは出来るが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

6 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

上記2に同じ。

(2) 入札書等の受領期限及び場所

令和4年8月30日（火）9時30分（送付の場合は必着）

※持参又は送付により提出すること。

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 健康企画課健康対策係

(3) 入札書等の提出方法

入札書は本市指定の様式（別紙1：共通-第7号様式）にて作成し、送付又は持参により提出すること。入札書に記載する日付は作成日とすること。

ア 入札書等を直接に提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年8月30日9時30分開札OCRスキャナ（N6376-502A）一式借受の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和4年8月30日9時30分開札OCRスキャナ（N6376-502A）一式借受の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2：共通-第 8 号様式）を提出する必要がある。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札日時及び場所

令和 4 年 8 月 30 日（火） 9 時 30 分に上記 6 (2)の場所で行う。

ア 開札は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、原則として入札者またはその代理人の立ち合いが無い状態で実施する。なお入札者又はその代理人の立ち合いが無い場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、上記アの趣旨を理解したうえでなお開札への立ち合いを希望する場合には、事前に開札への立ち合いを希望する旨を契約担当課あてに連絡すること。

ウ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

エ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、開札関係職員

の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する本市指定の委任状（別紙２：共通-第８号様式）を提示しなければならない。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、この入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者が決定しない場合は、入札を一度中断し、日時を改めて再入札を行う。再入札の日時（入札書提出期限）は、入札者の見積り作業や送付にかかる期間を勘案のうえ決定し、失格者及び辞退者を除く全入札参加者に対して通知する。再度入札は、原則として2回まで行う。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約書賞金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しな

いとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

契約書別紙のとおり。